

平成 24 年 6 月 25 日
沖縄電力株式会社

再生可能エネルギーの固定価格買取制度実施に伴う 供給約款等以外の供給条件の認可等について

当社は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が平成 24 年 7 月 1 日に実施されることに伴い、経済産業大臣に供給約款等以外の供給条件の認可申請を行っていましたが（平成 24 年 6 月 20 日発表済み）、本日、申請内容のとおり認可を受けましたのでお知らせいたします。

また、託送供給約款以外の供給条件についても同様に、申請内容のとおり承認をいただいております。

なお、認可および承認をいただいた内容は以下のとおりです。

		主な内容
供給約款等以外の供給条件	定額電灯および公衆街路灯Aの料金についての特別措置	・供給約款の届出年月日が記載されているため、新たな届出年月日に置換え。
	料金についての特別措置〔太陽光発電促進付加金〕	・供給約款等の届出年月日が記載されているため、新たな届出年月日に置換え。 ・東日本大震災の被災者の太陽光発電促進付加金を全額免除するよう手当て。
	需要場所の特別措置	・すでに特例認可された電気自動車に係る急速充電器に加え、一定の要件を満たす再生可能エネルギー発電設備についても、当分の間、1構内であっても別契約ができるよう手当て。
託送供給約款以外の供給条件	燃料費調整についての特別措置	・託送供給約款の届出年月日が記載されているため、新たな届出年月日に置換え。
	料金についての特別措置〔太陽光発電促進付加金〕	・託送供給約款の届出年月日が記載されているため、新たな届出年月日に置換え。 ・東日本大震災の被災者の太陽光発電促進付加金を全額免除するよう手当て。
	高圧受電または低圧受電についての特別措置	・再生可能エネルギーの固定価格買取制度においては、新電力(PPS)等の買取りも可能となるため、新電力等が調達する電源が高圧または低圧となるケースでも送配電ネットワークを利用できるよう手当て。

以上